

(別紙)

食品表示基準Q&A（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
食品表示基準Q&A（平成27年3月30日消食表第140号）	食品表示基準Q&A（平成27年3月30日消食表第140号）
目次	目次
はじめに ～ （加工－131） （略）	はじめに ～ （加工－131） （略）
<u>（削除）</u>	<u>（加工－132）「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（加工－133）「乳児用規格適用食品」の文言について、「適用」の代わりに「適合」を使用してもよいですか。</u>
（加工－132）乳児用規格適用食品 <u>である旨を</u> 表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。	（加工－134） <u>「乳児用規格適用食品」</u> と表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。
（加工－133）対象年齢を1歳以上としている <u>が、対象年齢を表示していない商品において</u> 、「ベビーフード」と表記してある場合 <u>であっても</u> 、乳児用規格適用食品 <u>である旨</u> の表示は必要ですか。	（加工－135）対象年齢を1歳以上としている <u>商品でも、同時に</u> 「ベビーフード」と表記してある場合、 <u>「乳児用規格適用食品」</u> の表示は必要ですか。
（加工－134） （略）	（加工－136） （略）
（加工－135）業務用食品についても、乳児用規格適用食品 <u>である旨</u> の表示が必要ですか。	（加工－137）業務用食品についても、 <u>「乳児用規格適用食品」</u> の表示が必要ですか。
（加工－136） （略）	（加工－138） （略）
<u>（削除）</u>	<u>（加工－139）省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（加工－140）「〇か月頃から」などの対象月齢表示をしていても省略規定の対象とならないのですか。</u>
（加工－137）・（加工－138） （略）	（加工－141）・（加工－142） （略）
<u>（削除）</u>	<u>（加工－143）12か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、</u>

<u>(削除)</u> (加工－<u>139</u>) 牛乳については、1歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品<u>である旨を</u>表示することはできますか。 (加工－<u>140</u>) ～ (加工－<u>150</u>) (略) (加工－<u>151</u>) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－<u>150</u>)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。 (加工－<u>152</u>) ～ (加工－<u>202</u>) (略) (加工－<u>203</u>) 「特色のある原材料」に該当するとされた(加工－<u>202</u>)の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。 (加工－<u>204</u>) ～ (加工－<u>309</u>) (略) (生鮮－1) ～ (雑則－6) (略) 別添 製造所固有記号 ～ 別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略) はじめに～ (加工－115) (略)	<u>乳児用規格適用食品と同等の管理をしている場合、任意にその旨を表示することは可能ですか。</u> <u>(加工－144) 乳児向けの飲料で、ほうじ茶や玄米茶などは、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の「飲料水」(基準値10ベクレル/kg)のカテゴリーに該当しますが、これらの飲料について、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等と表示することは可能ですか。</u> (加工－<u>145</u>) 牛乳については、1歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品<u>と</u>表示することはできますか。 (加工－<u>146</u>) ～ (加工－<u>156</u>) (略) (加工－<u>157</u>) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－<u>156</u>)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。 (加工－<u>158</u>) ～ (加工－<u>208</u>) (略) (加工－<u>209</u>) 「特色のある原材料」に該当するとされた(加工－<u>208</u>)の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。 (加工－<u>210</u>) ～ (加工－<u>315</u>) (略) (生鮮－1) ～ (雑則－6) (略) 別添 製造所固有記号 ～ 別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略) はじめに～ (加工－115) (略)
---	--

(加工－116) プライベートブランド商品など、販売者が表示内容について責任を持つ商品について、販売者の委託により商品を製造している事業者名を併せて表示したい場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 販売者の企画に基づき食品を製造した工場を表示したい場合は、販売者が表示に責任を持つことが明確となるように、(加工－252) の①のアのように、製造者は別記様式 1 の枠外に表示してください。

2 (略)

(加工－117) ～ (加工－131) (略)

(削除)

(加工－116) プライベートブランド商品など、販売者が表示内容について責任を持つ商品について、販売者の委託により商品を製造している事業者名を併せて表示したい場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 販売者の企画に基づき食品を製造した工場を表示したい場合は、販売者が表示に責任を持つことが明確となるように、(加工－258) の①のアのように、製造者は別記様式 1 の枠外に表示してください。

2 (略)

(加工－117) ～ (加工－131) (略)

(加工－132)「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文
言で表示することが可能ですか。

(答)

- 1 「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとしますが、以下の表示例も可能です。

(表示例)

- ・ 乳児用規格適用食品
- ・ 本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。
- ・ 乳児用食品の規格基準が適用される食品です。
- ・ 本品は乳児用規格適用食品です。
- ・ 乳児用規格適用食品です。

<u>(削除)</u>	・ <u>乳児用規格適用</u> 2 <u>なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。(加工－133 参照)</u> <u>(加工－133)「乳児用規格適用食品」の文言について、「適用」の代わりに「適合」を使用してもよいですか。</u> <u>(答)</u> 1 <u>「乳児用規格適用食品」について、「適用」の代わりに「適合」の文言を使用することはできません。</u> 2 <u>「適用」というのは、厚生労働省が策定した乳児用食品の規格基準のカテゴリーに含まれる食品であることを示しているものとして使用している文言ですが、販売される個々の商品の一つ一つを個別に検査することを想定しているものではありません。</u> 3 <u>仮に、「適用」の代わりに「適合」としてしまうと、消費者に対して、販売される個々の商品の一つ一つを個別に検査して表示しているとの誤解を与えてしまうおそれがありますので、「適合」とすることはできません。</u> <u>(加工－134)「乳児用規格適用食品」と表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。</u>
<u>(加工－132) 乳児用規格適用食品である旨を表示する場合に、文字の大きさ等の決まりはありますか。</u> <u>(答)</u> 1 文字の大きさについては、食品表示基準第8条第1項第9号等の規定に従い、原則的には8ポイント以上の大きさで表示する必要があります。	<u>(答)</u> 1 <u>「乳児用規格適用食品」等と表示する場合の</u>文字の大きさについては、食品表示基準第8条第1項第9号等の規定に従い、原則的には8ポイント以上の大きさで表示する必要があります。

なお、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの統一のとれた文字でもよいこととしています。 2 (略) (加工－<u>133</u>) 対象年齢を 1 歳以上としているが、<u>対象年齢を表示していない商品において</u>、「ベビーフード」と表記してある場合<u>であっても</u>、乳児用規格適用食品<u>である旨</u>の表示は必要ですか。 (答) 1 (略) 2 したがって、この場合、「ベビーフード」や「ベビー飲料」などとして表記している食品は、たとえ対象年齢を 1 歳以上としていたとしても、<u>商品にその旨を表示していない場合においては</u>、乳児にも好適である旨の表示がなされているとみな<u>されるため</u>、乳児用規格適用食品<u>である旨</u>の表示が必要になります。 (加工－<u>134</u>) (略) (加工－<u>135</u>) 業務用食品についても、乳児用規格適用食品<u>である旨</u>の表示が必要ですか。 (答) 業務用食品であっても、乳児用食品にあつては、食品表示基準第 10 条及び第 24 条の規定により、乳児用規格適用食品<u>である旨</u>の表示が必要です。	なお、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの統一のとれた文字でもよいこととしています。 2 (略) (加工－<u>135</u>) 対象年齢を 1 歳以上としている<u>商品でも</u>、<u>同時に</u>「ベビーフード」と表記してある場合、<u>「乳児用規格適用食品」</u>の表示は必要ですか。 (答) 1 (略) 2 したがって、この場合、「ベビーフード」や「ベビー飲料」などとして表記している食品は、たとえ対象年齢を 1 歳以上としていたとしても、乳児にも好適である旨の表示がなされているとみな<u>すことから</u>、<u>「乳児用規格適用食品」</u>の表示が必要になります。 (加工－<u>136</u>) (略) (加工－<u>137</u>) 業務用食品についても、<u>「乳児用規格適用食品」</u>の表示が必要ですか。 (答) 業務用食品であっても、乳児用食品にあつては、食品表示基準第 10 条及び第 24 条の規定により、<u>「乳児用規格適用食品」</u>の表示が必要です。
---	--

(加工－<u>136</u>) 省略規定が設けられているのはなぜですか。	(加工－<u>138</u>) 省略規定が設けられているのはなぜですか。
(答) 1 (略) 2 したがって、消費者が、乳児用食品であることを容易に判別できるものについては、食品表示基準に基づく乳児用規格適用食品<u>である旨</u>の表示は不要であるとの考えから省略規定が設けられています。	(答) 1 (略) 2 したがって、消費者が、乳児用食品であることを容易に判別できるものについては、食品表示基準に基づく乳児用規格適用食品の表示は不要であるとの考えから省略規定が設けられています。
<u>(削除)</u>	<u>(加工－139) 省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。</u> (答) <u>省略規定は、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品の表示を省略できることとしたものですが、本省略規定の対象となる食品は、以下のとおりです。</u> ① <u>(健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の) 乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳</u> ② <u>(健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち) アレルゲン除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児 (1 歳未満) を対象とした粉乳及び液状乳</u> ③ <u>(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。) 第 2 条第 37 項及び第 38 項に規定する) 調製粉乳及び調製液状乳</u>
<u>(削除)</u>	<u>(加工－140) 「○か月頃から」などの対象月齢表示をしていても省略規定の対象とならないのですか。</u> (答) <u>「○か月頃から」などの対象月齢表示が付されている食品については、その</u>

(加工－<u>137</u>) (略) (加工－<u>138</u>) どのような表示をすると、紛らわしい表示の禁止規定に該当するのですか。 (答) 1 乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、以下のような表示が該当します。 乳児用規格の対象でない食品に ・「乳幼児用規格適用食品」 ・「乳児用規格適合食品」 など、<u>食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品に関する用語であることが分からないもの。</u> 2 (略) <u>(削除)</u>	<u>表示だけでは、必ずしも当該食品が乳児用食品であるということが多くの消費者には伝わらないため、省略規定の対象とすることは適当ではありません。</u> <u>(例：「12 か月頃から」や「1 歳頃から」などの表記は、それが規格基準上の乳児用食品のカテゴリーに含まれる食品であるかどうか、消費者が直ちには判別することは困難と思われます。)</u> (加工－<u>141</u>) (略) (加工－<u>142</u>) どのような表示をすると、紛らわしい表示の禁止規定に該当するのですか。 (答) 1 乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、以下のような表示が該当します。 乳児用規格の対象でない食品に ・「乳幼児用規格適用食品」 ・「乳児用規格適合食品」 など、<u>の表示をすること。</u> 2 (略) <u>(加工－143) 12 か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、乳児用規格適用食品と同等の管理をしている場合、任意にその旨を表示することは可能ですか。</u> <u>(答)</u> <u>1 12 か月齢以上の年齢をターゲットにしている食品について、乳児用規格</u>
--	---

<u>(削除)</u>	<u>適用食品と同等の管理をしている場合には、任意にその旨を表示することは可能です。その場合の表示例は以下のとおりです。</u> <u>(表示例)</u> ・ <u>「(本品は) 乳児用規格適用食品と同等の管理をしています。」</u> ・ <u>「乳児用規格適用食品と同等の管理」</u> ・ <u>「乳児用食品と同等の管理」</u> <u>2 なお、「乳児用規格準拠食品」や「本品は乳児用食品に準じた食品です。」等の表記は、何に準じているかが不明であるため、このような表記は認められません。</u> <u>(加工－144) 乳児向けの飲料で、ほうじ茶や玄米茶などは、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の「飲料水」（基準値 10 ベクレル/kg）のカテゴリーに該当しますが、これらの飲料について、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等と表示することは可能ですか。</u> <u>(答)</u> <u>1 乳児向けの飲料でも、ほうじ茶や玄米茶などは、規格基準の「飲料水」（基準値 10 ベクレル/kg）のカテゴリーに該当します。</u> <u>2 したがって、これらの飲料水は乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ではありませんので、「乳児用規格適用食品」と表示することはできませんが、任意に「飲料水の規格基準が適用される食品です。」等の表示を行うことは、事実上即した表示であれば可能です。</u> <u>3 なお、規格基準における「飲料水」（基準値 10 ベクレル/kg）と「乳児用</u>
--------------------	--

(加工－<u>139</u>) 牛乳については、1歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品<u>である旨を</u>表示することはできますか。	<u>食品」(基準値 50 ベクレル/kg) とでは、飲料水の基準値の方が乳児用食品の基準値よりも低く設定されていることから、乳児向けの飲料でもほうじ茶や玄米茶などに「(本品は) 乳児用規格適用食品と同等の管理をしています。」や「乳児用食品と同等の管理」等の表示をすることはできません。</u>
(答) 1 (略) 2 したがって、牛乳は、乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ではありませんので、乳児用規格適用食品<u>である旨を</u>表示することはできません。 (加工－<u>140</u>) ～ (加工－<u>150</u>) (略)	(加工－<u>145</u>) 牛乳については、1歳未満の乳児に与えることを念頭において販売する場合、乳児用規格適用食品<u>と</u>表示することはできますか。 (答) 1 (略) 2 したがって、牛乳は、乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ではありませんので、<u>「乳児用規格適用食品」と</u>表示することはできません。 (加工－<u>146</u>) ～ (加工－<u>156</u>) (略)
(加工－<u>151</u>) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－<u>150</u>)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。 (答) (略) (加工－<u>152</u>) ～ (加工－<u>156</u>) (略)	(加工－<u>157</u>) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－<u>156</u>)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。 (答) (略) (加工－<u>158</u>) ～ (加工－<u>162</u>) (略)
(加工－<u>157</u>) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の	(加工－<u>163</u>) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の

表示方法を教えてください。 (答) (加工－156)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者（乙社）の氏名又は名称の表示が必要です。 (バルク製品を小分けした場合の表示例) (略) (加工－158)～(加工－197) (略)	表示方法を教えてください。 (答) (加工－162)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者（乙社）の氏名又は名称の表示が必要です。 (バルク製品を小分けした場合の表示例) (略) (加工－164)～(加工－203) (略)
(加工－198) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。 (答) 1～2 (略) 3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の ① 製品に占める割合 ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合 のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工－207)を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。 4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工－207)を参照してください。	(加工－204) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。 (答) 1～2 (略) 3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の ① 製品に占める割合 ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合 のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工－213)を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。 4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工－213)を参照してください。

5 (略)

(加工－199) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成 18 年 8 月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

- ① 特色のある原材料の具体例を提示 (加工－202 参照)
- ② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化 (加工－209 参照)
- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認 (加工－210 参照)

(加工－200) ～ (加工－202) (略)

(加工－203) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－202) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

(答)

(略)

(加工－204) 次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」

5 (略)

(加工－205) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成 18 年 8 月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

- ① 特色のある原材料の具体例を提示 (加工－208 参照)
- ② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化 (加工－215 参照)
- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認 (加工－216 参照)

(加工－206) ～ (加工－208) (略)

(加工－209) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－208) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

(答)

(略)

(加工－210) 次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」

③ 「炭焼き焙煎麦使用」 ④ 「キリマンジャロブレンド」	③ 「炭焼き焙煎麦使用」 ④ 「キリマンジャロブレンド」
(答) 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ (加工－<u>202</u>) の1 ①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。 「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は(加工－<u>202</u>) の1 ⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。 (加工－<u>205</u>) ～ (加工－<u>206</u>) (略)	(答) 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ (加工－<u>208</u>) の1 ①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。 「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は(加工－<u>208</u>) の1 ⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。 (加工－<u>211</u>) ～ (加工－<u>212</u>) (略)
(加工－<u>207</u>) 特色のある原材料の割合表示として、 ① 製品に占める割合 ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合のいずれを表示すればよいのですか。	(加工－<u>213</u>) 特色のある原材料の割合表示として、 ① 製品に占める割合 ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合のいずれを表示すればよいのですか。
(答) 1 (略) 2 (加工－<u>202</u>) に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方にに基づき、同一の種類の原材料に占める割合を表示するべきと考えま	(答) 1 (略) 2 (加工－<u>208</u>) に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方にに基づき、同一の種類の原材料に占める割合を表示するべきと考えま

す。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。 【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記 (例1)「コシヒカリ50%使用（米に占める割合）」 (例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは50%です」 【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示 (例) 「原材料名うるち米（コシヒカリ50%）、…」 注）特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があると考えます。 3～4 （略） (加工－208) ～ (加工－293) （略） (加工－294) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。 (答) 1～4 （略） 5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（「食品表示基準Q&A（加工－150）及び（加	す。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。 【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記 (例1)「コシヒカリ50%使用（米に占める割合）」 (例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは50%です」 【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示 (例) 「原材料名うるち米（コシヒカリ50%）、…」 注）特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があると考えます。 3～4 （略） (加工－214) ～ (加工－299) （略） (加工－300) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。 (答) 1～4 （略） 5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（「食品表示基準Q&A（加工－156）及び（加
---	---

工－151)」参照) (加工－295) ～ (加工－307) (略) (加工－308) 業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。 (答) そのとおりです。詳細な表示の方法については(加工－105)から(加工－111)まで、表示の方式等については(加工－253)から(加工－258)までを御参照ください。 (加工－309) (略) (生鮮－1) ～ (雑則－6) (略) 別添 製造所固有記号 (固有記号－1) ～ (固有記号－16) (略) (固有記号－17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。 ① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 ② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代	工－157)」参照) (加工－301) ～ (加工－313) (略) (加工－314) 業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。 (答) そのとおりです。詳細な表示の方法については(加工－105)から(加工－111)まで、表示の方式等については(加工－259)から(加工－264)までを御参照ください。 (加工－315) (略) (生鮮－1) ～ (雑則－6) (略) 別添 製造所固有記号 (固有記号－1) ～ (固有記号－16) (略) (固有記号－17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。 ① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 ② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代
--	--

わるものを含む。) ③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名 若しくは名称及び製造所固有記号	わるものを含む。) ③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名 若しくは名称及び製造所固有記号
(答) (加工-112) の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-<u>251</u>) の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。 なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。 表示例は、以下のとおりです 1 ～ 4 (略) (固有記号－17) ～ (固有記号－50) (略) 別添 食品データベースの構築ガイドライン ～ 別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略) 別添 原料原産地表示 (別表 15 の 1 ～ 6) (全般－1) ～ (全般－6) (略)	(答) (加工-112) の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-<u>257</u>) の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。 なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。 表示例は、以下のとおりです 1 ～ 4 (略) (固有記号－17) ～ (固有記号－50) (略) 別添 食品データベースの構築ガイドライン ～ 別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略) 別添 原料原産地表示 (別表 15 の 1 ～ 6) (全般－1) ～ (全般－6) (略)
(全般－7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-<u>190</u>) と同じ。) (答)	(全般－7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-<u>196</u>) と同じ。) (答)

(略) (全般－８)～(表示方法－10) (略) 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原－１)～(原原－51) (略) (原原－52) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。 (答) 1～4 (略) 5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工－150、151 参照) (原原－53)～(原原－69) (略) 別添 弁当・惣菜 (弁当－１)～(弁当－７) (略) (弁当－８) 弁当の原材料表示を商品の裏面に表示してもよいのですか。 (答) 1 弁当は、ひっくり返して表示を確認することが困難な商品であるため、原材料名の別途表示(加工－239)、「おかず」表示(弁当－３)等を活用し、義	(略) (全般－８)～(表示方法－10) (略) 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原－１)～(原原－51) (略) (原原－52) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。 (答) 1～4 (略) 5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工－156、157 参照) (原原－53)～(原原－69) (略) 別添 弁当・惣菜 (弁当－１)～(弁当－７) (略) (弁当－８) 弁当の原材料表示を商品の裏面に表示してもよいのですか。 (答) 1 弁当は、ひっくり返して表示を確認することが困難な商品であるため、原材料名の別途表示(加工－245)、「おかず」表示(弁当－３)等を活用し、義
---	---

務表示事項については、基本的には商品の表面や側面等の見やすい箇所に表示することが必要です。 2 これらによっても、内容物が隠れてしまうため必要な表示事項をどうしても表面や側面等に表示できない場合に限っては、(加工－262)の例外として、原材料名を裏面に表示することもやむを得ないものとします。 3 (略) (弁当－9)～(弁当－22) (略) 別添 生食用牛肉 ～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)	務表示事項については、基本的には商品の表面や側面等の見やすい箇所に表示することが必要です。 2 これらによっても、内容物が隠れてしまうため必要な表示事項をどうしても表面や側面等に表示できない場合に限っては、(加工－268)の例外として、原材料名を裏面に表示することもやむを得ないものとします。 3 (略) (弁当－9)～(弁当－22) (略) 別添 生食用牛肉 ～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)
---	---